

## 原子力発電所の安全確保対策等について

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が策定され、原子力災害時の住民避難に関し、原子力災害対策重点区域として、事故時に放射線の影響が大きい発電所から約5kmの地域を予防的に防護措置を行う地域（P A Z）と、約5～30kmの地域を緊急防護措置を行う地域（U P Z）が定められ、このエリアにある道府県及び市町村に対し、原子力災害対策特別措置法等により住民避難計画の策定が義務付けられました。

京都府は、関西電力(株)高浜発電所及び大飯発電所の30km圏内に、立地県の住民数を上回る約11万6千人の府民が居住しており、上記義務が付されているにもかかわらず、原子力発電所の再稼働に係る手続きから除外されています。さらに、高浜発電所まで最短で約2.8kmと近接しており、全国でも唯一立地県以外にP A Zを有していますが、こうした事情が考慮されていないのが現状です。

万一、原子力発電所で事故が発生すれば、多くの府民の安心・安全に多大な影響を及ぼすこととなります。原子力発電所の安全確保対策については、新規制基準による安全対策はもちろん、住民の避難計画が重要となりますが、その実効性の確保が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、府民の安心・安全をより確保するため、以下の項目について国に再度、強く要請します。

### 1 原子力発電所の再稼働に係る法的枠組みの確立

国に対し、これまで、原子力発電所の再稼働に際しての同意を求める自治体の範囲、手続き、同意の判断基準並びに国及び自治体の権限等を定めた法的枠組みの整備を求めてきたところですが、高浜発電所3・4号機、大飯発電所3・4号機に続き、全国初の運転期間が延長された高浜1・2号機の再稼働に際しても、京都府が同意のプロセスから除外されたことは、住民避難に責任を負う立場から、京都府として、改めて遺憾の意を表明するとともに、大きな影響を受ける関係自治体として、国が責任を持って、法的枠組みを早急に構築することを強く求めます。

### 2 避難計画の実効性確保

#### (1) 避難時における住民への情報提供

原子力災害時における住民避難に関し、国はモニタリングポストの計測値で避難地域を判断し、当該モニタリングポスト単位で避難指示を出すこととしていますが、京都府のU P Z内約11万6千人の府民への情報提供が課題となります。京都府及びU P Z市町が連携して正確な情報を全住民に伝達するには限界があり、より効率的な避難情報の提供システムを構築することを求めます。

#### (2) 避難手段等の確保

原子力災害時における住民避難については、府県域を越えた広域避難の対応が必要であり、避難退域時検査場所の要員や資機材、バス等避難車両及びその運転員の確保、さらに、新型コロナウイルス感染症流行下での避難や複合災害時の対応と重なった場合の要員や資機材の確保が課題となります。国においては、こうした課題

に対し、関係機関・団体等と広域的な連携・調整を行い、具体的な支援方法を明示することを求めます。また、避難により健康リスクが高まる者を含む避難行動要支援者の移手段・受入先の確保等についても支援を求めます。

### (3) 避難路整備

原子力災害時の府民の避難路のうち、土砂災害や大雪などで通行止めとなる脆弱な避難路については、原子力防災対策と位置付け、道路改修、迂回路等の整備のための財政措置を求めます。

また、広域避難時に、福井県の避難車両と避難路が重複し渋滞が予測される舞鶴若狭自動車道の暫定2車線区間の早期4車線化を求めます。

### (4) 安定ヨウ素剤の配布

新型コロナウイルス感染症への対応等で医療従事者がさらに不足することから、安定ヨウ素剤の迅速かつ的確な配布及び医療関係者の人員体制の構築について広域的な調整を求めます。

### (5) モニタリング体制の充実

発電所の状況が「全面緊急事態」に至った場合、UPZ住民は、まずは屋内退避となり、また、UPZ外の住民は空間放射線量率の実測結果に基づき、必要に応じて屋内退避となることから、当該モニタリングに必要な資機材を整備するための財政措置を求めます。

## 3 安全確保の更なる対応

原子力災害時の更なる防止策として、以下のことを求めます。

- (1) 特定重大事故等対処施設の整備がまだ猶予されている施設について、国の責任において一日も早く整備を終えるよう指導すること。
- (2) 国が世界最高水準という規制基準についても、最新の科学的知見に基づき、不断の見直しを行い、事故リスクの回避・低減に今後とも最大の努力を行うこと。
- (3) 国においては、事業者が行う安全対策について、ハード面での確認だけでなく、訓練等のソフト面について実施状況などを確認し、継続的な指導を行うこと。

## 4 原子力に依存しないエネルギー体制の構築等に向けて

原子力発電に依存しない、太陽光、小水力、バイオマス等再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、蓄積される使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の処分について、エネルギー政策に責任を持つ国の責任において、早急に確立されることを求めます。

## 5 40年超え原子炉の安全確保等

国においては、40年を超過した高浜発電所1・2号機について、長期保守管理等、安全確保のための必要な対策等が適正に行われているかを確認し、その結果を公表することを求めます。

令和3年4月28日

京都府知事 西脇 隆俊